

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

- 北海道農村地域工業等導入利子補給規則の一部を改正する規則……………(農村振興課) 288
- 家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則……………(酪農畜産課) 288
- 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(漁業管理課) 288

告 示

- 一般競争入札の資格に関する公示……………(環境生活部総務課) 289
- 一般競争入札の実施……………(環境生活部総務課) 290
- 肥料の登録の有効期間の更新……………(道産食品安全室) 291
- 国土調査成果の認証……………(農地調整課) 291
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………(土地改良指導課) 291
- 道営土地改良事業変更計画の決定……………(土地改良指導課) 292
- 土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定……………(土地改良指導課) 292
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の一部改正……………(水産経営課) 292
- 知事権限に係る保安林の指定……………(治山課) 293
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定……………(治山課) 294
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………(治山課) 295
- 知事権限に係る保安林の指定の解除……………(治山課) 295
- 公共測量の終了の通知……………(建設部総務課) 295
- 道路の区域の変更……………(道路整備課) 295
- 道路の供用の開始……………(道路整備課) 297
- 道路の区域の決定及び供用の開始……………(道路整備課) 298
- 道路の区域の変更及び供用の開始……………(道路整備課) 298
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防災害課) 299
- 市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 299
- 市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 299
- 土地区画整理組合の設立の認可……………(都市環境課) 299
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可……………(公園下水道課) 299
- 補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正……………(出納局総務課) 300

支 庁 告 示

- 貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知…………… 300
道教育庁檜山教育局告示
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 301
道選挙管理委員会告示
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正…………… 302

公布された規則のあらまし

◇北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第22号)

1 趣旨

農村地域工業等導入資金の貸付利率及び利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 農村地域工業等導入資金の貸付対象となる貸付利率を従来の貸付利率から0.25ポイント引き下げることとした(第2条第3項及び第4項関係)。
- (2) 農村地域工業等導入資金の利子補給率を従来の利子補給率から0.05ポイント引き下げることとした(第4条関係)。

3 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成15年2月12日以後に貸し付けられた農村地域工業等導入資金から適用することとした。

◇家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則(規則第23号)

1 趣旨及び内容

家畜伝染病予防法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第24号)

1 趣旨及び内容

遊漁船業の適正化に関する法律等の改正にかんがみ、遊漁船業務主任者を養成するための講習に係る申請手続を定めるとともに、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

規 則

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第22号

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則（昭和49年北海道規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「年1.2パーセント」を「年0.95パーセント」に改め、同条第4項第5号中「年1.5パーセント」を「年1.25パーセント」に改め、同項第6号中「年1.25パーセント」を「年1パーセント」に改め、同項第7号中「年1.5パーセント」を「年1.25パーセント」に改め、同項第8号中「年1.35パーセント」を「年1.1パーセント」に改める。

第4条第1号ア中「年1.35パーセント」を「年1.3パーセント」に改め、同号イ中「年1.05パーセント」を「年1パーセント」に改め、同号ウ中「年1.3パーセント」を「年1.25パーセント」に改め、同号エ中「年1.05パーセント」を「年1パーセント」に改め、同号オ中「年1.2パーセント」を「年1.15パーセント」に改め、同条第2号ア中「年1.05パーセント」を「年1パーセント」に改め、同号イ中「年0.75パーセント」を「年0.7パーセント」に改め、同号ウ中「年1パーセント」を「年0.95パーセント」に改め、同号エ中「年0.75パーセント」を「年0.7パーセント」に改め、同号オ中「年0.9パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の規定は、平成15年2月12日以後に貸し付けられた農村地域工業等導入資金について適用し、同日前に貸し付けられた農村地域工業等導入資金については、なお従前の例による。

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第23号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和48年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び第5項、第5条第1項並びに第6条第1項の規定により家畜について検査、

注射、薬浴又は」を「若しくは第5項若しくは第5条第1項の規定による家畜若しくはその死体についての検査又は法第6条第1項の規定による家畜についての注射、薬浴若しくは」に、「家畜が、」を「家畜又はその死体が」に、「家畜の」を「家畜又はその死体の」に改める。

第16条中「家畜の」次に「死体の」を加える。

第18条中「家畜の」次に「死体又は物品を埋却した土地の」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第24号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成元年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（遊漁船業務主任者講習の受講の申請）

第2条 省令第10条第1項第3号に規定する遊漁船業務主任者を養成するための講習を受けようとする者は、別記様式の遊漁船業務主任者講習受講申請書を知事に提出しなければならない。

第3条第1項中「第16条」を「第20条の規定」に、「第17条各号」を「第21条各号」に改め、同条第2項中「第17条各号」を「第21条各号」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第2条関係）

遊漁船業務主任者講習受講申請書

収入証紙
はり付け欄

※受付番号

※修了証明書番号

年 月 日 北海道知事 様 申請者 住 所 氏 名 生年月日 遊漁船業務主任者を養成するための講習を受けたいので、遊漁船業の適正化に関する法律施行細則第2条の規定により、次のとおり申請します。 <table><tr><td>1</td><td>受講の期日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>2</td><td>受講の場所</td><td></td></tr></table> 備考 ※印の欄には、記入しないこと。 附 則 この規則は、平成15年4月1日から施行する。	1	受講の期日	年 月 日	2	受講の場所		に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年3月24日に一般競争入札の公告を行う北海道環境生活部の複写サービスの供給に係る契約 (2) 資 格 北海道環境生活部の複写サービスの供給の資格（以下「資格」という。） (3) 役 務 の 種 類 北海道環境生活部の複写サービスの供給 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者ではないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税の滞納がないこと。 (5) 平成15年3月1日において引き続き2年以上複写サービスの供給事業を営んでいること。 (6) 北海道環境生活部の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。 (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査は、平成15年3月24日から28日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで） (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
1	受講の期日	年 月 日					
2	受講の場所						

- ア 提出先の名称 北海道環境生活部総務課
イ 提出先の住所 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請

(1) 資格審査の再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協同組合である資格を有する者がその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第440号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道環境生活部の複写サービス 一式

(2) 調達をする役務等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による

(3) 契約期間 平成15年4月21日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年4月20日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。

(4) 履行場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第439号に規定する北海道環境生活部の複写サービスの供給の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎12階環境生活部第1号会議室
(2) 入札日時 平成15年4月4日 午前10時
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部総務課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札価格（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、消費税等抜きの価格相当額（単価及び入札総額）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道環境生活部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011－231－4111 内線 24－111

(4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は入札説明書による。

北海道告示第441号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
平成15年 3月24日

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 （ % ）	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者	登 録 有 効 期 限
北海道第2787号	混合有機質肥料	混 合 有 機 特 号	窒 素 全 量 2.3 りん酸全量 3.7 加 里 全 量 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	北海道肥料株式会社 室蘭市築地町148番地	平成18． 4.30

北海道告示第442号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。
平成15年 3月24日

成 果 の 名 称	調 査 を 行 っ た 者	調 査 を 行 っ た 地 域	調 査 を 行 っ た 期 間	認 証 年 月 日
沼田町 地籍図・地籍簿	雨竜郡 沼田町	字東予の一 部	平成11年 4月14日から 平成14年12月25日まで	平成15． 3.13
沼田町 地籍図・地籍簿	雨竜郡 沼田町	字更新の一 部	平成12年 5月25日から 平成14年12月25日まで	同

北海道告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、しろがね土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。
平成15年 3月24日

就退 任の 別	就退任年月日	理 事 ・ 監事の 別	氏 名	住 所
就任	平成15． 3.11	理 事	坂上 善久	上川郡美瑛町字藤野協成
同	同	同	竹 道照	同 字美沢美生
同	同	同	岡田 幸男	同 字北瑛第 2

退任	平成15. 3.10	理 事	北村 碩啓	空知郡上富良野町西2線北31号
同	同	同	井村 昭次	同 西6線北22号
同	同	同	菅野 博和	同 西12線北36号
同	同	同	布施 紀昭	同 中富良野町字中富良野新田中農場
同	同	同	池田 俊宏	空知郡中富良野町字中富良野伊藤農場
同	同	同	坂東 勝明	空知郡中富良野町字中富良野吉井農場
同	同	監 事	中瀬 実	空知郡上富良野町西9線北29号
同	同	同	高嶋 章広	同 中富良野町字中富良野福原農場

北海道告示第444号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年3月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也				
地 区 名	事	業	の	種 類
宿 内	土地改良総合整備	〔担い手育成型〕	（農業用排水、	縦 覧 場 所
	客土、暗きょ）			北海道後志支庁
常 盤	畑地帯総合整備	〔緊急整備型〕	（農業用排水、農道、	北海道十勝支庁
	暗きょ）			

北海道告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、北石狩農業協同組合の行う土地改良（川下西地区基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きょ））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成15年3月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第446号

昭和49年北海道告示第3906号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、平成15年3月24日以前に締結された共済契約については、なお従

前のとおりとする。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也

3 法第104条第2号に掲げる漁業（漁業災害補償法の一部を改正する法律（平成14年法律第74号）による改正前の法第104条第3号に掲げる漁業に限る。）の根室区域（根室漁業協同組合の地区）の項区分の欄中

「2 中型さんま棒受網漁業及び北緯43度36分東経145度21分の点、北緯43度36分東経145度25分の点、北緯43度33分東経145度28分の点、北緯43度29分東経145度26分の点及び北緯43度36分東経145度21分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（異沖造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

3 北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

4 北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

5 北緯43度37分東経145度16分の点、北緯43度40分東経145度20分の点、北緯43度38分東経145度23分の点、北緯43度36分東経145度19分の点及び北緯43度37分東経145度16分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（外海天然漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

「2 中型さんま棒受網漁業、北緯43度36分東経145度21分の点、北緯43度36分東経145度25分の点、北緯43度33分東経145度28分の点、北緯43度29分東経145度26分の点及び北緯43度36分東経145度21分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（異沖造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業、北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業及び北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

を 3 北緯43度37分東経145度16分の点、北緯43度40分東経145度20分の点、北緯43度38分東経145度23分の点、北緯43度36分東経145度19分の点及び北緯43度37分東経145度16分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（外海天然漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

4 日本海さけ・ます流し網漁業

6 日本海さけ・ます流し網漁業 7 太平洋さけ・ます流し網漁業 8 小型さけ・ます流し網漁業 9 中型にしんさし網漁業 10 その他のさし網漁業 11 その他の中型さし網漁業 12 中型いか釣り漁業 13 小型いか釣り漁業 14 近海かつお・まぐろ漁業 15 その他のはえ縄漁業 16 その他の中型はえ縄漁業 17 中型かにかご漁業 18 小型かにかご漁業 19 秋さけ定置漁業 20 小型定置漁業	5 太平洋さけ・ます流し網漁業 6 小型さけ・ます流し網漁業 7 中型にしんさし網漁業 8 その他のさし網漁業 9 その他の中型さし網漁業 10 中型いか釣り漁業 11 小型いか釣り漁業 12 近海かつお・まぐろ漁業 13 その他のはえ縄漁業 14 その他の中型はえ縄漁業 15 中型かにかご漁業 16 小型かにかご漁業 17 秋さけ定置漁業 18 小型定置漁業	43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業 5 北緯43度37分東経145度16分の点、北緯43度40分東経145度20分の点、北緯43度38分東経145度23分の点、北緯43度36分東経145度19分の点及び北緯43度37分東経145度16分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（外海天然漁場）において操業するほたて貝けた網漁業 6 太平洋さけ・ます流し網漁業 7 小型さけ・ます流し網漁業 8 中型いか釣り漁業 9 小型いか釣り漁業 10 近海かつお・まぐろ漁業 11 その他の中型はえ縄漁業 12 小型かにかご漁業 13 秋さけ定置漁業 14 小型定置漁業	分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業 3 北緯43度37分東経145度16分の点、北緯43度40分東経145度20分の点、北緯43度38分東経145度23分の点、北緯43度36分東経145度19分の点及び北緯43度37分東経145度16分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（外海天然漁場）において操業するほたて貝けた網漁業 4 太平洋さけ・ます流し網漁業 5 小型さけ・ます流し網漁業 6 中型いか釣り漁業 7 小型いか釣り漁業 8 近海かつお・まぐろ漁業 9 その他の中型はえ縄漁業 10 小型かにかご漁業 11 秋さけ定置漁業 12 小型定置漁業
に改める。 3 法第104条第2号に掲げる漁業（漁業災害補償法の一部を改正する法律（平成14年法律第74号）による改正前の法第104条第3号に掲げる漁業に限る。）の歯舞区域（歯舞漁業協同組合の地区）の項区分の欄中 「2 中型さんま棒受網漁業及び北緯43度36分東経145度21分の点、北緯43度36分東経145度25分の点、北緯43度33分東経145度28分の点、北緯43度29分東経145度26分の点及び北緯43度36分東経145度21分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（巽沖造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業 3 北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業 4 北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯	「2 中型さんま棒受網漁業、北緯43度36分東経145度21分の点、北緯43度36分東経145度25分の点、北緯43度33分東経145度28分の点、北緯43度29分東経145度26分の点及び北緯43度36分東経145度21分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（巽沖造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業、北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業及び北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34	を に改める。 北海道告示第447号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成15年3月24日	に改める。 北海道知事 堀 達也 1(1) 保安林の所在場所 浜益郡浜益村大字群別村字雄冬241の2 (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町字昭和新山159の1、160

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第448号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 保安林予定森林の所在場所 旭川市西神楽3線31号2の1・2の21（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 留萌市礼受町353地先・360の1地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

礼受町353地先（国有林）、7の44

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び留萌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡厚沢部町緑町22（国有林）、21地先・25の3地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡美瑛町字ルベシベ7320の1・7321・字五稜7326の2・9422（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。） 5(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡美深町字斑溪738地先・742地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、697の1、699、707の1、715の1、718、738から742まで、746、747、750、751、754から756まで、758から760まで、761の1、802、803 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美深町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第449号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成15年3月24日 北海道知事 堀 達 也 1 解除予定保安林の所在場所 岩内郡共和町老古美455の3・679（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）		2 保安林として指定された目的 水源のかん養 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第450号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成15年3月24日 北海道知事 堀 達 也 1 解除に係る保安林の所在場所 常呂郡佐呂間町字仁倉383の2、383の3、397の2、409の2、409の3 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅 北海道告示第451号 石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。 平成15年3月24日 北海道知事 堀 達 也 1 作業種類 公共測量（河川縦横断面図作成） 2 作業期間 平成14年7月17日から平成15年2月6日まで 3 作業地域 美瑛市 北海道告示第452号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日 北海道知事 堀 達 也 1 道路の種類 道道 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
--	--	--

平成15年3月24日（月曜日）

北 海 道 公 報

第1451号 296

路 線 名 区	間	変更前 後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国 道 等 と の 重 複 区 間	縦 覧 場 所
花 畔 札 幌 線	石狩市花川東41番9地先から 石狩市花川東93番10地先まで	前	26.00mから 42.00mまで	671.00m	—	北海道札幌土木現業所
		前	7.00mから 18.00mまで	675.00m	—	
		後	26.00mから 42.00mまで	671.00m	—	
金 山 幾 寅 停 車 場 線	空知郡南富良野町字東鹿越1番1地先から 空知郡南富良野町字東鹿越1番1地先まで	前	24.50mから 86.50mまで	445.07m	—	北海道旭川土木現業所
		前	33.14mから 118.96mまで	440.00m	—	
		後	24.50mから 86.50mまで	445.07m	—	
		後	33.14mから 118.96mまで	440.00m	—	
ペンケ下川停車場線	上川郡下川町南町431番地先から 上川郡下川町南町391番地先（道道下川愛別線交点）まで	前	10.91mから 10.91mまで	554.00m	道道下川愛別線における 18.14mの間	同
		後	10.91mから 10.91mまで	554.00m	道道下川愛別線における 18.14mの間	
		後	20.00mから 20.00mまで	554.00m	道道下川愛別線における 18.14mの間	
清 原 喜 茂 別 線	虻田郡喜茂別町字金山152番1地先から 虻田郡喜茂別町字金山62番1地先まで	前	10.50mから 33.50mまで	1,500.00m	—	北海道小樽土木現業所
		後	10.50mから 33.50mまで	1,500.00m	—	
		後	10.50mから 27.00mまで	797.00m	—	
小 川 古 丹 別 線	苫前郡苫前町字古丹別854番1地先から苫前郡苫前町字古 丹別971番地先（道道羽幌原野古丹別停車場線交点）まで	前	6.00mから 55.00mまで	1,568.00m	道道羽幌原野古丹別停車 場線重複L＝14.00m	北海道留萌土木現業所
		前	15.00mから 84.00mまで	1,027.59m	道道羽幌原野古丹別停車 場線重複L＝19.00m	
		後	15.00mから 84.00mまで	1,027.59m	道道羽幌原野古丹別停車 場線重複L＝19.00m	
力 昼 九 重 線	苫前郡苫前町字力昼284番14地先から 苫前郡苫前町字九重1450番地先まで	前	5.00mから 62.86mまで	7,519.00m	一般国道232号 重複L＝18.41m	同
		前	8.00mから 25.00mまで	1,976.50m	一般国道232号 重複L＝18.41m	

苫前郡苫前町字九重72番1地先から 苫前郡苫前町字九重1450番地先まで	前	15.50mから 109.00mまで	1,340.00m	—
苫前郡苫前町字力昼284番14地先から 苫前郡苫前町字九重289番3地先まで	後	5.00mから 62.86mまで	6,157.00m	一般国道232号 重複L=18.41m
苫前郡苫前町字力昼284番14地先から 苫前郡苫前町字九重1450番地先まで	後	8.00mから 119.00mまで	6,054.50m	一般国道232号 重複L=18.41m

北海道告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。
平成15年3月24日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 堀 達 也 供用開始の 期 日	縦 覧 場 所
道道 栗山北広 島線	北広島市大曲中央2丁目90番1地先 から北広島市大曲中央2丁目90番1 地先まで	平成15. 3.24	北海道札幌 土木現業所
道道 宝水岩見 沢線	岩見沢市宝水町271番地先から 岩見沢市日の出町482番17地先まで	同	北海道札幌 土木現業所
道道 美唄達布 岩見沢線	岩見沢市西川町474番1地先から 岩見沢市西川町495番地先まで	同	北海道札幌 土木現業所
	岩見沢市西川町485番地先から 岩見沢市西川町488番2地先まで	同	北海道札幌 土木現業所
道道 岩見沢三 笠線	三笠市幾春別町1丁目170番地先か ら三笠市幾春別錦町2丁目241番2 地先まで	同	北海道札幌 土木現業所
	三笠市弥生並木町45番3地先から 三笠市弥生並木町53番13地先まで	同	北海道札幌 土木現業所
道道 夕張岩見 沢線	空知郡栗沢町万字二見町道有林87林 班14小班から空知郡栗沢町万字二見 町道有林87林班14小班まで	同	北海道札幌 土木現業所
	空知郡栗沢町美流渡西町93番6地先 から岩見沢市朝日町124番1地先ま で	同	北海道札幌 土木現業所
	空知郡栗沢町字西万字1番1地先か ら空知郡栗沢町字西万字2番地先ま で	同	北海道札幌 土木現業所

道道 岩見沢月 形線	岩見沢市朝日町124番1地先から 岩見沢市朝日町120番1地先まで	同	北海道札幌 土木現業所
道道 南幌向停 車場線	樺戸郡月形町字階楽町1517番4地先 から樺戸郡月形町字階楽町1517番5 地先まで	同	北海道札幌 土木現業所
道道 新篠津金 沢線	空知郡南幌町中央3丁目183番53地 先から空知郡南幌町栄町1丁目627 番5地先まで	同	北海道札幌 土木現業所
	石狩郡新篠津村4375番1地先から 石狩郡新篠津村4362番1地先まで	同 15. 4. 1	北海道札幌 土木現業所
	石狩郡新篠津村4826番地先から 石狩郡新篠津村6526番1地先まで	同	北海道札幌 土木現業所
道道 小樽石狩 線	石狩市親船町48番2地先から 石狩市親船町47番1地先まで	同	北海道札幌 土木現業所
	石狩市親船町24番13地先から 石狩市親船町21番1地先まで	同	北海道札幌 土木現業所
道道 江別奈井 江線	石狩郡新篠津村324番1地先から 石狩郡新篠津村1272番地先まで	同 15. 3.24	北海道札幌 土木現業所
道道 江別恵庭 線	北広島市北の里531番地先から北広 島市北の里526番1地先（河川敷地） まで	同 15. 4. 1	北海道札幌 土木現業所
道道 仁別大曲 線	北広島市大曲工業団地7丁目51番地 先から北広島市大曲工業団地7丁目 3番1地先まで	同 15. 3.24	北海道札幌 土木現業所
道道 砂川奈井 江美唄線	美唄市字チャシュナイ1021番92地先 から美唄市字チャシュナイ1021番 184地先まで	同 15. 3.28	北海道札幌 土木現業所
道道 江別奈井 江線	空知郡北村字中央4285番地先から 空知郡北村字中央4231番12地先まで	同	北海道札幌 土木現業所

道道	三笠栗山線	岩見沢市上志文町781番1地先から 岩見沢市上志文町815番2地先まで	平成15. 3.28	北海道札幌 土木現業所
道道	上志文四 条東線	岩見沢市東山町235番1地先から 岩見沢市東山町565番19地先まで	同	北海道札幌 土木現業所
道道	蛾眉野原 木線	亀田郡戸井町字原木町333番1地先 から亀田郡戸井町字原木町9番1地 先（一般国道278号交点）まで	同 15. 3.24	北海道函館 土木現業所
道道	北見白糠 線	白糠郡白糠町上茶路東2線国有林白 糠営林署67林班と小班から白糠郡白 糠町上茶路東2線93番1まで	同 15. 4. 1	北海道釧路 土木現業所
道道	稚内猿払 線	稚内市大字宗谷村字増幌782番地先 から稚内市大字宗谷村字東浦国有林 宗谷森林管理署1004林班ろ小班まで	同	北海道稚内 土木現業所
道道	上猿払清 浜線	宗谷郡猿払村特別国有林宗谷森林管 理署1038林班う小班から宗谷郡猿払 村特別国有林宗谷森林管理署1035林 班ね小班まで	同	北海道稚内 土木現業所

北海道告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 穂別インター線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
勇別郡穂別町字長和30番1地先 （一般国道274号交点）から勇 別郡穂別町字長和252番1地先 まで	7.00mから 71.00mまで	3,319.00m	一般国道274号にお ける11.00mの間	

北海道告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名	区	間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
岩 見 沢 三 笠 線	三笠市美園町19番46地先から 三笠市清住町88番7地先まで		前	10.78mから 26.28mまで	900.00m	—	北海道札幌土木現業所
			後	16.26mから 26.28mまで	900.00m	—	
夕 張 岩 見 沢 線	空知郡栗沢町美流渡西町95番1地先から 空知郡栗沢町美流渡西町93番6地先まで		前	20.00mから 26.55mまで	233.00m	—	同
	空知郡栗沢町美流渡西町109番4地先から 空知郡栗沢町美流渡西町93番6地先まで		前	23.48mから 45.50mまで	712.58m	—	
			後	23.48mから 45.50mまで	712.58m	—	
高 見 西 舎 線	浦河郡浦河町字上向別465番7地先から 浦河郡浦河町字上向別465番7地先まで		前	23.00mから 77.00mまで	129.00m	—	北海道室蘭土木現業所

後 41.00mから 129.00m
119.00mまで

北海道告示第456号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也

南茅部町豊崎2その2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡 市 町	字	地 番	標 柱 番 号
茅部郡	南茅部町	豊崎	146番1
同	同	同	151番
同	同	同	209番1
同	同	同	163番
同	同	同	161番1、162番
同	同	同	159番4
同	同	同	150番

北海道告示第457号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也

都 市 計 画 の 種 類	市 町 村 名
札幌圏都市計画地区計画（真駒内南アートの丘地区）	札 幌 市

北海道告示第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

都 市 計 画 の 種 類	市 町 村 名
札幌圏都市計画用途地域	札 幌 市
札幌圏都市計画高度地区	同
札幌圏都市計画道路	同
札幌圏都市計画都市高速鉄道	同
札幌圏都市計画公園	同
札幌圏都市計画地区計画（あいの里地区）	同
札幌圏都市計画地区計画（里塚緑ヶ丘北地区）	同
札幌圏都市計画道路	石 狩 市
札幌圏都市計画公園	同
芦別都市計画用途地域	芦 別 市

北海道告示第459号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可した。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也

1 組 合 の 名 称	幕別町札内北栄土地区画整理組合
2 事務所の所在地	中川郡幕別町札内北栄町152番地
4 施 行 期 間	平成15年3月24日から平成23年3月31日
5 施 行 地 区	中川郡幕別町札内北栄町、同札内共栄町、同札内西町の各一部
6 設立認可年月日	平成15年3月12日
7 事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成14年度は、認可公告の日から平成15年3月31日までとする。
8 公 告 の 方 法	組合事務所及び幕別町役場に掲示する。

北海道告示第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年3月24日

北海道知事 堀 達 也 1(1) 施行者の名称 鷹栖町 (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画下水道事業鷹栖公共下水道 (3) 事業の施行期間 昭和52年10月3日から平成18年3月31日まで (4) 事業地 ア 収用の部分 変更なし イ 使用の部分 昭和52年北海道告示第3014号、昭和60年北海道告示第1156号、平成元年北海道告示第1517号、平成4年北海道告示第265号、平成5年北海道告示第920号、平成9年北海道告示第1800号及び平成10年北海道告示第1400号の事業地に上川郡鷹栖町10線4号を加える。	省力化設備整備事業」に改め、同事項中第60項を第61項とし、第46項から第59項までを1項ずつ繰り下げ、第45項の次に次の1項を加える。 46 障害者小規模通所授産施設運営事業（心身障害者の利用を主 同 体的に実施している施設に限る。） 保健福祉部所管の事項に次の3項を加える。 62 障害者小規模通所授産施設運営事業（精神障害者の利用を主 同 体的に実施している施設に限る。） 63 精神障害者居宅介護等事業 同 64 精神障害者短期入所事業 同
2(1) 施行者の名称 奈井江町 (2) 都市計画事業の種類及び名称 美唄奈井江都市計画下水道事業奈井江公共下水道 (3) 事業の施行期間 昭和53年1月17日から平成20年3月31日まで (4) 事業地 ア 収用の部分 変更なし イ 使用の部分 変更なし 3(1) 施行者の名称 北見市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 北見都市計画下水道事業北見公共下水道 (3) 事業の施行期間 昭和37年4月1日から平成19年3月31日まで (4) 事業地 ア 収用の部分 変更なし イ 使用の部分 変更なし 北海道告示第461号 平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。 平成15年3月24日 北海道知事 堀 達 也 保健福祉部所管の事項第2項中「民間社会福祉施設整備事業」を「民間社会福祉施設業務	支 庁 告 示 北海道渡島支庁告示第4号 次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。 なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。 平成15年3月24日 北海道渡島支庁長 松 田 光 皖 1(1) 住 所 函館市田家町20番27号 (2) 商 号 又 は 名 称 金栄商事 (3) 氏 名 柏 金 榮 (4) 登 録 番 号 北海道知事(1)渡第00791号 (5) 主たる営業所の所在地 函館市田家町20番27号 (6) 従たる営業所の所在地 なし 2(1) 住 所 函館市高丘町11番4号 (2) 商 号 又 は 名 称 なし (3) 氏 名 坂 田 浩 之 (4) 登 録 番 号 北海道知事(1)渡第00809号 (5) 主たる営業所の所在地 函館市高丘町11番4号 (6) 従たる営業所の所在地 なし 道教育庁檜山教育局告示

北海道教育庁檜山教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年3月24日

北海道教育庁檜山教育局長 内 田 幹 秀

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台（職業科）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納入期日 平成15年6月2日（月）
- (4) 納入場所 北海道檜山北高等学校
- (5) 契約期間 平成15年6月2日から平成16年3月31日までとする。ただし、予算の範囲内で、平成20年5月30日を限度に契約期間を延長することが有り得る。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行例（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年3月24日（月）から4月10日（木）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043－8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道教育庁檜山教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山合同庁舎別館4階講堂（郵送による場合は、郵便番号 043－8558 北海道教育庁檜山教育局企画総務課）

(2) 入札日時 平成15年5月6日（火）午前11時（郵送による場合は、平成15年5月2日（金）までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定されている物品の名称、数量及びその入札の広告の予定時期

- (1) 名称及び数量（1月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータ 一式 32台（普通科）

イ パーソナルコンピュータ 一式 22台（普通科）

- (2) 予定時期 平成15年11月ごろ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道教育庁檜山教育局企画総務課

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 043-8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
電話番号 01395-2-1010 内線 3115

(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A. Nature and quantity of products to be procured :

Personal Computer 42 1set

B. Bid tendering date and time :

11:00 A. M., May 6, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than May 2)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department,

Hiyama District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education

336-3 Zinya-cho Esashi-cho Hiyama-Gun, Hokkaido, 043-8558, Japan

Phone : 01395-2-1010 Ext. 3115

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第24号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年3月24日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

「同 社団成議会 整形外科ふしこ病院	同	伏古5条3丁目3番 2号	平11. 3.12 」を
「同 社団成議会 整形外科札幌リハビリ テーション病院	同	伏古5条3丁目3番 2号	平11. 3.12 」に、
「同 新札幌産科 婦人科病院	同	厚別東4条2丁目 1の37	63.12.17 」を
「同 社団翔嶺館 新札幌産科婦人科病 院	同	厚別東4条2丁目 1の37	63.12.17 」に、
「医療法人清田病院	札幌市清田区真栄1条1丁目1 番1号	平 5. 7. 2	
同 サン内科外 科病院	清田2条1丁目8 番1号	平 3. 3. 8	」を
「医療法人清田病院	札幌市清田区真栄1条1丁目1 番1号	平 5. 7. 2	」に、
「同 清仁会西村 病院	同 二十四軒4条2丁目 8の28	63.12.27	」を
「同 清仁会西村 病院	同 琴似1条3丁目1番 45号	63.12.27	」に、
「南 小 樽 病 院	同 潮見台1丁目1番7号	同	」を
「南 小 樽 病 院	同 潮見台1丁目5番3号	同	」に、
「佐 久 間 病 院	同 5条通7丁目左7号	同	」を
市 立 旭 川 病 院	同 金星町1丁目1番65号	同	」
「医療法人社団功和会 佐久間病院	同 5条通7丁目左7号	平15. 3.13	」に、
市 立 旭 川 病 院	同 金星町1丁目1番65号	57.12. 8	」
「同 緑仁会病院	同 志文町301の9	57.12. 8	
岩見沢市立総合病院	同 9条西7丁目2	同	」を
倉 増 病 院	同 2条西7丁目1	57.12. 8	」
「岩見沢市立総合病院	同 9条西7丁目2	57.12. 8	」に、
「労働福祉事業団岩見 沢労災病院	同 4条東16丁目5	同	
医療法人社団網走中 央病院	網走市南6条東1丁目7番地	平12.11.13	」を
「労働福祉事業団岩見 沢労災病院	同 4条東16丁目5	同	

医療法人社団江仁会 岩見沢江仁会病院	同	志文町297番地13	平15. 3.13	に、	社会福祉法人大友恵 愛会特別養護老人ホ ーム大友恵愛園	札幌市東区北17条東5丁目272 の3	57.12. 8	を
同 社団網走中 央病院	同	網走市南6条東1丁目7番地	平12.11.13	」	「特別養護老人ホーム 清香園	同 新琴似1条3丁目35 番1号	平14. 7.17	」
「国立診療所稚内病院 市立稚内病院	同	稚内市こまどり2丁目7の1 中央4丁目11の6	平元. 7. 3 同	を	軽費老人ホームA型 茨戸ライラックハイ ツ	同 東茨戸50番地10	平15. 3.13	に、
「市立稚内こまどり病 院	同	稚内市こまどり2丁目7の1	平15. 3.13	に、	社会福祉法人大友恵 愛会特別養護老人ホ ーム大友恵愛園	札幌市東区北17条東5丁目2番 5号	57.12. 8	」
市立稚内病院	同	中央4丁目11の6	平元. 7. 3	」	「特別養護老人ホーム 旭川緑苑	同 東旭川町上兵村229番地 の8	平12. 6.13	を
「医療法人社団ふらの 西病院	同	桂木町2番77号	平 8. 3.28	」	社会福祉法人室蘭天 照福祉会軽費老人ホ ーム泉寿園	室蘭市柏木町417	57.12. 8	」
北海道厚生農業協同 組合連合会山部厚生 病院	同	字山部東20線13	57.12. 8	を	「特別養護老人ホーム 旭川緑苑	同 東旭川町上兵村229番地 の8	平12. 6.13	」
「医療法人社団ふらの 西病院	同	桂木町2番77号	平 8. 3.28	」に、	特別養護老人ホーム 共生園	同 東旭川町共栄123番地	平15. 3.13	に、
「恵山町立国民健康保 険病院	同	恵山町字女那川171	57.12. 8	」を	社会福祉法人室蘭天 照福祉会軽費老人ホ ーム泉寿園	室蘭市柏木町417	57.12. 8	」
「恵山町立国保病院	同	恵山町字日ノ浜15番地の 1	57.12. 8	」に、	「軽費老人ホームケア ハウスオパール室蘭	同 高平町16番8号	平13.10.11	を
「羊蹄グリーン病院	同	字更進780の2	平12. 6.13	」を	社会福祉法人釧路愛 育協会長生園	釧路市紫雲台2の18	57.12. 8	」
「医療法人社団創成会 羊蹄グリーン病院	同	字更進780番2	平15. 3.13	」に、	「軽費老人ホームケア ハウスオパール室蘭	同 高平町16番8号	平13.10.11	」
「国立療養所美幌病院	同	美幌町字美富9の20	57.12. 8	」を	ケアハウスふれあい 母恋	同 新富町1丁目2番22号	平15. 3.13	に、
「社会福祉法人北海道 療育園美幌療育病院	同	美幌町字美富9番地	平15. 3.13	」に、	社会福祉法人釧路愛 育協会長生園	釧路市紫雲台2の18	57.12. 8	」
「町立芽室病院	同	河西郡芽室町東4条3丁目5	同	」を	「社会福祉法人きたの 愛光会特別養護老人 ホームこもれびの里	同 北光280番地の7	平12. 5.15	を
「公立芽室病院	同	河西郡芽室町東4条3丁目5	同	」に、	特別養護老人ホーム 清光園	夕張市南清水沢1丁目54	57.12. 8	」
「国立弟子屈病院	同	字弟子屈120	57.12. 8	」				
阿寒町国民健康保険 町立阿寒病院	同	阿寒郡阿寒町16線30	同	を				
「J A北海道厚生連摩 周厚生病院	同	泉2丁目3番1 号	平15. 3.13	」に、				
阿寒町国民健康保険 町立阿寒病院	同	阿寒郡阿寒町16線30	57.12. 8	」				
「特別養護老人ホーム 清香園	同	新琴似1条3丁目35 番1号	平14. 7.17					

「社会福祉法人きたの愛光会特別養護老人ホームこもればの里	同	北光280番地の7	平12. 5.15
同 北見慈恵会ケアハウスゆうゆう	同	東相内町171番地57	平15. 3.13
同 北見有愛会ケアハウスきたみ花園	同	花園町50番地の11	同
特別養護老人ホーム清光園	夕張市南清水沢1丁目54	57.12. 8	」
「特別養護老人ホーム清華園	同	上磯町字追分47の43	57.12. 8
特別養護老人ホーム美ヶ丘敬楽荘	亀田郡大野町字向野167の2	同	を
「社会福祉法人民生博愛会特別養護老人ホーム清華園	同	上磯町字添山472番地の1	平15. 3.13
特別養護老人ホーム美ヶ丘敬楽荘	亀田郡大野町字向野167の2	57.12. 8	」
「留辺蘂町立養護老人ホーム静楽園	同	字滝湯128の2	57.12. 8
「留辺蘂町立養護老人ホーム静楽園	同	字栄町127番地2	57.12. 8
「明和園	同	日乃出町21番17号	62.10.28
社会福祉法人北海道宏栄社	小樽市天神2丁目8の2	57.12. 8	を
「明和園	同	日乃出町21番17号	62.10.28
社会福祉法人函館厚生院救護施設高丘寮	同	高丘町3番1号	平15. 3.13
同 北海道宏栄社	同	小樽市天神2丁目8の2	57.12. 8
「身体障害者療護施設敬愛園	同	末広8条6丁目5305番地	平10. 6. 9
社会福祉法人釧路丹頂協会身体障害者療護施設丹頂の園	釧路市鶴丘149の2	57.12. 8	を
「身体障害者療護施設敬愛園	同	末広8条6丁目5305番地	平10. 6. 9

身体障害者療護施設共生園	同	東旭川町共栄123番地	平15. 3.13
社会福祉法人釧路丹頂協会身体障害者療護施設丹頂の園	釧路市鶴丘149の2	57.12. 8	に改める。

正 誤

○平成15年1月10日（第1431号）

北海道告示第32号（道路の区域の変更）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行
27	6及び8
誤	354
正	375